

岡山県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 評価年度

令和5年度

2 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

目標	目標値	実績率
各年6月1日時点の実雇用率が法定雇用率以上となるようにする	法定雇用率 2.6%	実雇用率 2.93%

(2) 定着に関する目標

目標	実績
不本意な離職者を極力生じさせないようにする	評価時点において、不本意な離職は生じていない

3 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

① 組織面における体制整備

ア 障害者雇用推進者として警務部長を選任した。

イ 障害者職業生活相談員として人事担当課長補佐を選任した。

ウ 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員が中心となり、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行っている。

② 人材面における体制整備

障害者職業生活相談員に選任された者等について障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させた。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

① 職務の点検

新規採用時又は部署異動時その他定期的に面談を行い、障害のある職員と業務との適応状況等を把握し、必要に応じて検討を行った。

② 職務の選定・創出

身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討することとしている。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

ア 警察本部庁舎をはじめとする各警察施設のバリアフリー化のほか、アンケート調査等により障害のある職員の要望を把握した上で、関係所属と連携を取り、障害のある職員が自

身の能力を発揮できるよう職場環境の改善に努めている。

イ 相談窓口への相談のほか、半期毎に実施している個別面接の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じている。

なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施している。

② 募集・採用

募集・採用に当たっては、以下のような不適切な取扱いは行っていない。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進しているところであり、令和4年度においては、全庁（知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各行政委員会の事務局及び全出先機関）における物品等の調達額の合計として、目標として掲げた3,200万円以上は達成できなかったものの、引き続き障害者就労施設等からの物品等の調達を推進していく。